

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のBクリニック（以下「事業場」という。）に雇用され、介護職員として従事していたところ、同年〇月〇日、事業場において洗面台の清掃作業中、左側頭頂部を強打し負傷（以下「本件負傷」という。）した。

請求人は、同日、C病院に受診したところ「左頭頂部皮下血腫」と診断され、その後、全身に様々な症状が出現したとして、多数の医療機関に受診した。

請求人は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に受診した医療機関に係る34件の療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件負傷後に多数の医療機関に受診しており、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に受診した医療機関に係る34件の療養補償給付の請求をしている。受診した医療機関で訴えた主な症状は、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおりである。

(2) 請求人が様々な症状を訴えて受診した医療機関の各医師は、いずれも本件負傷や業務との関係を否定しており、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件負傷後、様々な症状を訴えて多数の医療機関を受診しているが、提出されたすべての主治医の意見書から判断すると、請求人の訴える症状は業務との関連はないと判断される。」と述べている。

(3) 当審査会としても、請求人が受診した医療機関の各医師の意見に鑑み、上記D医師の意見は妥当であり、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、34件の療養補償給付の請求に係る傷病と本件負傷や業務との間に相当因果関係は認められないと判断する。

(4) したがって、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。